

# 米原市学びあいステーションの概要について

## 施策の目的

生涯学習機能を核とした交流の場づくりに向けて、公民館の利用制限を緩和し、情報の集積、発信の機能を強化するなど事業の幅を広げます。これにより、学びを通じて地域の課題への関心が高まり、多様な人や団体がつながる環境をつくります。

## 設置目的

市民の生涯学習および交流の推進を図るとともに、学びを通じて多様な主体がつながる場を創出するため、学びあいステーションを設置する。

### 施設名称の意味

学び：生涯学習、社会教育を核とする  
あい：合う、会う、逢う etc・・・  
ステーション：多様な人と情報が行き交う場

## いままで

### 趣旨（設置目的）

・社会教育法第24条に基づき設置

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（社会教育法第20条）

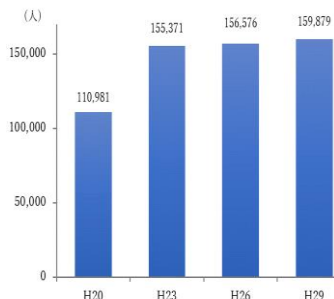
利用制限：営利×  
（社会教育法第23条）



利用のハードル



利用者層の固定化  
（利用者数の横ばい）



幅を広げる

## これから

利用の幅が広がる

### 趣旨（設置目的）

米原市は、市民の生涯学習および交流の推進を図るとともに、学びを通じて多様な主体がつながる場を創出するため、学びあいステーションを設置する。

※学びを通じて地域の課題への関心が高まり、多様な人や団体がつながる場を創出することを目的としています。

### 事業

社会教育法第22条に基づく事業など、これまでの事業も継続して実施することが可能

### 幅が広がる部分

・社会生活および地域課題に対する生涯学習の場づくり

⇒防災、福祉、環境、子育て等、必要課題を取り上げます。

・多世代・地域間の交流および連携の促進

⇒市民と共に取り組むイベントなど

・市民、地域、団体等の活動の支援

⇒団体、個人の活動相談など

・地域の持続可能性を高める情報の集積および発信

⇒自治会情報コーナー、まちづくり団体等の参考になる取組紹介など

### 利用料金

金額に変更なし

### 幅が広がる部分

・営利、宣伝を伴う利用

※施設使用料は2倍（市外は4倍）

### 利用料金

・使用料は1時間単位  
・市外に住所を有する者が使用する場合は、2倍の料金

### 開館時間・曜日

・開館時間：9：00～22：00  
・休館日：月曜日、祝日の翌日、12月29日～翌1月3日

### 開館時間・曜日

・開館時間：8：30～21：30  
（日曜日、祝日の土曜日：17：30閉館）  
・休館日：月曜日、祝日（土日は除く）12月28日～翌1月4日  
※薬草の里文化センターは、年末年始以外は従前どおり

# 例えば、こんな利用が可能に（参照：資料①）

## コミュニティ・ビジネス

市民や団体自らが地域の課題を解決するために、地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報など）を活用しながら、ビジネスの手法を用いて、地域を元気にする事業のことです。

有料サービス等の提供を通じて、継続性のある事業や活動を形成されることで、経済的な利益にとどまらず、地域に複合的な効果をもたらすことが期待されます。



料理サークルのメンバーで軽食を販売



DIYの特技を生かして教室を開講



家庭菜園の野菜を売る朝市の開催

## 酒食を伴う場づくり

学校を卒業すると、大多数の人は学ぶ機会が減ります。背景の一つとして、心理的、時間的に参加のハードルが高いということがあげられます。

例えば、参加者同士が考え、対話し、知を共有する場を作る際、夜に食事やお酒を楽しむ和やかな雰囲気であれば、参加のハードルが下がり、自由闊達な意見も出やすくなり、学びの効果も高まることが期待できます。

また、講座受講者の懇親会、同窓会などを通じて、地域のつながりを強化する機会をつくることも可能となります。

講師を交えて、講座受講者の交流会▶



◀ラーニングバー  
立教大学教授  
中原淳氏が提唱する  
働く大人が学び続ける  
「飲食と学習を伴う場」

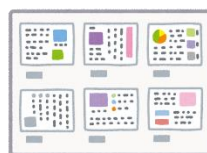


『知がめぐり、人がつながる場のデザイン』より

## フリースペース

気軽に使えるフリースペースを通じて、立ち寄っていただきやすい雰囲気をつくります。少人数の短時間の打合せ、待ち合わせの場所としても使っていただけます。この場からは、施設の新たな利用者層が増えることを期待しています。

また、併せて、同じ空間に自治会やまちづくりに関する情報コーナーを設置することで、良い取組が自然に広まるように仕掛けます。



自治会情報コーナー



フリースペース



子どもが遊べるコーナー

## 施策のポイントおよび補足事項

いままで

国の基準で設置する施設

社会教育法に基づく画一的な在り方

幅を  
拡げる



これから

米原市独自の施設

地域の実情にあった使いやすい在り方

### 【補足事項】

- ① 学びあい：米原市教育大綱「ともに学び、ともに育つ、学びあいのまち まいばら」からも引用しています。
- ② 現在の貸館、事業等は、継続して実施可能です。
- ③ 市民に親しまれる施設の愛称を公募します。